

修善寺バーガー協会規約

(修善寺バーガー開発の背景・基本理念)

全国でも有数の観光地である伊豆市ですが、コロナ禍の影響で観光関係の落ち込みは凄まじく、街にも活気がありません。その影響で伊豆市産の食材も行き場を失い、飲食店も元気がありません。その食材を使ったバーガーで、生産者と飲食店を元気にしたい、伊豆市に賑わいを戻したい、そんな思いから「修善寺バーガー」は生まれました。

(名称)

第1条 この会は、修善寺バーガー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、伊豆市大平柿木 871-2 に置く。

(目的)

第3条 本会は、「修善寺バーガー」のブランドを広くPRすることにより、伊豆市への交流人口を増やし地域を活性化させ、将来的には地域商標登録をとることを目的にし、令和4年4月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 修善寺バーガーの広報活動
- (2) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の基本理念および目的に賛同し、かつ以下の修善寺バーガーの定義を満たした個人及び法人、その他団体になることができる。

- (1) 伊豆市内に販売店があること。
- (2) 伊豆市産の食材を最低1つ使ったバーガーであること。ライスバーガーも可。
- (3) バンズに指定の焼印を入れること。焼印は、会員の実費とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、本会の承諾を必要とする。

(会費)

第7条 会費は、本会設立当初は徴収しないが、活動経費が増大した場合には、会員に了解の上、徴収する事もある。

(退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長(事務局兼務)1人

(選任)

第 10 条 役員は総会において、会員の中から選任するが、発足当初は 会長 下山 明、副会長 木村 政彦が就任する。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

(任期)

第 12 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第 13 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

附則

1 この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。